

## 令和元年 10 月以降の副食費の取り扱いについて（お知らせ）

令和元年 10 月から開始する国の幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年 10 月以降、副食費（おかず・おやつ等）の取り扱いが変わります。

### < 1号認定子ども >

| 現行            | ① | すべての子ども                                             | 主食費（お米等）         | 副食費（おかず等）                         |
|---------------|---|-----------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------|
|               |   |                                                     | 実費負担             | 実費負担                              |
| 令和元年<br>10月以降 | ① | 世帯年収360万円未満相当（※1）、及び、<br>世帯収入に関係なく第3子以降（※2）<br>の子ども | 主食費（お米等）<br>実費負担 | 副食費（おかず等）<br>国制度において<br><b>免除</b> |
|               | ② | ①以外の子ども 《※現行どおり》                                    | 実費負担             | 実費負担                              |

（※1）「世帯年収360万円未満相当」とは、当該子どもと同一の世帯に属する者についての平成31年度の個人市民税所得割合算額が**77,101円未満**であるものをいう。

（※2）「第3子以降」とは、小学校第3学年修了前の子ども（特定教育・保育施設等、企業主導型、新制度未移行幼稚園などに在籍する子ども）が同一の世帯に2人以上いる場合における第3子以降のことをいう。

### < 2号認定子ども >

| 現行            | ① | すべての子ども                                             | 主食費（お米等）         | 副食費（おかず等）                         |
|---------------|---|-----------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------|
|               |   |                                                     | 実費負担             | 保育料の一部<br>（※守口市は無償）               |
| 令和元年<br>10月以降 | ① | 世帯年収360万円未満相当（※3）、及び、<br>世帯収入に関係なく第3子以降（※4）<br>の子ども | 主食費（お米等）<br>実費負担 | 副食費（おかず等）<br>国制度において<br><b>免除</b> |
|               | ② | ①以外の子ども                                             | 実費負担             | 実費負担（★）                           |

（※3）「世帯年収360万円未満相当」とは、当該子どもと同一の世帯に属する者についての平成31年度の個人市民税所得割合算額が**57,700円未満**であるものをいう。

（※4）「第3子以降」とは、負担額算定基準子ども（特定教育・保育施設等、企業主導型、新制度未移行幼稚園などに在籍する小学校就学前子ども）が同一の世帯に2人以上いる場合における第3子以降のことをいう。

**（★）令和元年 10 月分から令和 2 年 3 月分までは、子ども 1 人当たり月額 4,500 円を上限に  
守口市から施設へ、副食費に係る補助を行います。**

**国制度における副食費免除対象者**へは、守口市から保護者宛に副食費免除に係る通知（「副食費免除のお知らせ」）をお渡しいたします。

通知を受け取られていない保護者の方々におかれましては、令和 2 年 3 月分までは、市の施策において副食費は減免される形となりますが、**令和 2 年 4 月以降は、主食費と同様、実費負担**となりますので、あらかじめご承知おきください。

また、市町村民税額の更正等により、副食費の取り扱いに変更が生じる場合については、保護者宛に通知いたします。（原則、税額更正等が行われた月の翌月からの適用）